

平成 31 年 3 月 19 日

球磨地域医療構想調整会議 委員 各位

球磨病院が変更申請を行なうに至った経緯について

医療法人 蘇春堂

理事長 清水治樹



1. 球磨病院の結核病床は、平成 13 年 4 月から、ほとんど入院患者がなく、平成 16 年には、呼吸器科の医師が退職し、まったく稼働していなかった。

球磨病院は人吉保健所と交渉し、結核病床 10 床を全部廃止し一般病床へ種別変更したいと申し入れたところ、平成 16 年になって、「球磨保健医療圏で一般病床に変更可能な結核病床数は 3 床のみである」との回答があった。当時、球磨病院の結核病床は 5 階病棟に 4 床、6 階病棟に 6 床あり、3 床のみの廃止ではどちらの病棟にも結核病床が残ることになってしまうので、やはり全部廃止して欲しいと再度要望したところ、「今は 3 床であるが、近々残りの 1 床を割り当て、4 床を許可するので、当面は 1 床を休床にして申請するように」との回答があった。

2. 平成 16 年 4 月、5 階病棟 4 床のうち 3 床を一般病床に変更し、指示に従って、1 床を休床とする変更申請を行ない、やっと許可された。

その後、小林脳神経外科病院が診療所に転換し、この減床分 30 床のうち 1 床のみが球磨病院に割り当てられ、平成 16 年 8 月、残り 1 床の変更が許可され、5 階病棟の結核病床 4 床は全部一般病床に変更になった。

6 階病棟の結核病床 6 床についても、事実上稼働していなかったもので存置の必要性がまったくなく、当然近いうちに一般病床に種別変更が許可されるものだと思っていた。

3. 小林脳神経外科病院の減床分30床のうち29床や他の病院・医院の減床分を合わせた40数床が他の病院の単なる新規増床に割り当てられ、平成16年と平成20年に東病院が20床、平成18年に堤病院が5床、平成21年に外山胃腸病院が17床、各々増床が許可された。

これらの病院よりもはるか以前から種別変更（結核病床→一般病床）を要望していた球磨病院は、その要望が増築工事の不要な種別変更手続であるにも拘らず、許可されなかった。

4. 平成24年1月、人吉保健所に、結核病床6床の一般病床への種別変更を申し入れたところ、「人吉総合病院の結核病床廃止を平成23年11月に許可したので、球磨病院が球磨保健医療圏唯一の結核病院となることから、結核病床の廃止は認められない」という説明があった。

平成24年2月、「公的病院である人吉総合病院の結核病床全廃を認めるのであれば、民間病院で呼吸器の専門医のいない球磨病院も認めるべきである」と抗議したところ、その後、人吉保健所から「結核病床の廃止については県と協議して回答する」と言われ、翌日、「結核病床の廃止を認める」との回答が正式にあり、長年の懸案が解決したと一旦は安堵した。

5. 平成24年8月、結核病床から一般病床への種別変更を正式に書類作成し、人吉保健所に申請した。ところが、翌日になって唐突に電話があり、「結核病床の廃止は認めるが、一般病床への種別変更は、病床過剰地域での増床となる為認められない」と言われた。保健所に抗議すると、「球磨保健医療圏は平成20年度以降病床過剰である為、一般病床の増床は医療審議会に諮問され、県知事の中止勧告付与の対象となる」との説明が初めてあった。

6. 平成24年10月、医療審議会をむかえるに際し、県に対し、事前に、平成1

6年の経緯「長年に亘り稼働していない結核病床を、県の指示で存続させられてきた経緯」をよく説明して欲しいと要望した。

医療審議会直後に人吉保健所から電話があり、「地域貢献したという球磨病院の主張を説明できたと思う」との発言があった。後日念のために、「医療審議会では、球磨病院が稼働しない結核病床を長年に亘り存続させられてきた経緯を説明して頂いたか」と問い合わせた時も、「『長年に亘り』と言った」と明確に回答があった。

しかし、実際には、医療審議会では、①球磨病院が10年以上前から結核病床全床の一般病床への種別変更の相談を行ってきたこと、②平成16年に結核病床10床全部の一般病床への種別変更を申請したが、法律では「許可を与えなければならない」（医療法第7条第4項）と定められていることに反し、全部は認めず4床のみ認めたこと、③残り6床についても再三種別変更を申し入れしていたこと、などがまったく説明されていなかった。それどころか、病床過剰地域となった平成24年に入ってから初めて申請したかの如く虚言を弄して、まったく逆の説明をしたため、県知事の中止勧告が付与されてしまった。

7. 平成25年5月、やむを得ず勧告取り下げを求めて提訴した。県は、平成16年に球磨病院の結核病床が4床減にとどまったことについて、4床減は球磨病院の自由意思であった、10床全廃を申請すれば必ず認めていたが4床しか申請がなかった、その証拠に10床全廃の申請書類が存在しない、と主張した。

球磨病院は、①まったく稼働していない結核病床が4床減にとどまったのは県の指示であり、その証拠に4床のうち1床を休床で申請させており、球磨病院の自由意思ではあり得ない、②保健所への申請書類の作成は事前相談が原則で、事前相談の段階で10床全廃が認められないと言われれば正式には申請できない、などと反論したが、球磨病院の主張はまったく認められなかった。

8. このまま虚偽・虚言がまかり通り、本件勧告が有効ということになると、健康保険の適用がなく、一般病床として6床はいつまでも稼働できないことになる。そこで、一旦結核病床に戻す変更申請を行ない、その後、再度一般病床に種別変更する申請を行なうことで、球磨地域医療構想調整会議及び医療審議会に、真実を基に各々ご審議頂くこととした次第である。

委員各位におかれましては、上記経緯をご高覧頂き、球磨病院の正当な権利である一般病床6床について健康保険適用を早期に実現して頂くことを、強く希求致します。

以上